

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

○駐在機関の廃止（2件）（※）	（人事課取扱い）	1
○駐在機関の設置（※）	（人事課取扱い）	1
○駐在機関の廃止（※）	（森林経営課取扱い）	1

告 示

鹿児島県告示第289号

平成28年3月29日鹿児島県告示第374号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、大隅地域振興局総務企画部南大隅町駐在機関は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第290号

令和2年3月31日鹿児島県告示第382号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、大島支庁総務企画部知名町駐在機関は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第291号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
大隅地域振興局総務企画部垂水市駐在機関	垂水市役所内	地域振興に関する事務	令和7年4月1日

鹿児島県告示第292号

令和6年3月29日鹿児島県告示第303号（駐在機関の設置）をもって設置した環境林務部森林経営課始良市駐在機関は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一